通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

奈良県人事委員会委員長　岩　本　　平

奈良県人事委員会規則第十七号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の場合において、同項に規定する通勤の実情等を総務事務システム（電子計算機を利用して、職員の人事、給与、福利厚生等に関する事務の処理を行うシステムで総務部総務厚生センター所長が管理するものをいう。以下同じ。）により届け出たときは、職員は、同項の規定による届出をしたものとみなす。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

３　前項の場合において、第一項の規定による通勤手当の額の決定又は改定に係る事項を総務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

附　則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。